

第五表 シツク反應検査成績 (昭和十六年九月及十二月)

	幼稚園	國民學校一年	國民學校五年	國民學校六年
在籍人員	一、二六〇	二、三三七	一九八	二三九
検査人員	七六四	一、九七三	一六七	二一六
陽性人員	二二五	四七一	二九	四三
疑陽性人員	三七	一〇六	八	一八
陰性人員	五一一	一、三九六	一三〇	一五五
陽性率	六%	三四%	一七%	二〇%
受檢率	六一%	八四%	八四%	九〇%

社會衛生部事業成績

本部の所管事項は産業衛生並に環境衛生と總稱せらるゝ衣食住全般に關する衛生事項に亘つて頗る廣汎である。従つて其の事業を遂行するためには警視廳、地區内各警察署、本市清掃部、區役所等各方面と連絡協調を必要とし、本館内に於ても豫防部、防疫部、保健指導部等と協働して、戰時體制下に於ける區内産業従業員の保備衛生並に地區内環境衛生の向上に力を盡して居る。

本部に於ては、産業衛生を廣義に解釋して、工場、事業場のみでなく、一切の産業部門に於ける勤勞者の保健及び其職場に關する衛生問題を取扱ひ、産業衛生相談、工場訪問指導衛生教育並に之等に關する調査研究、職業病事例訪問指導を行つて居る。

一、産業衛生並に職業病相談

職業病相談に就いては、作業環境及び作業條件に起因して居ると思はれるすべての疾患を對象として、地區内産業勞務者の健康相談、疾病豫防及び治療の相談に應じて居る。

昭和十六年四月より昭和十七年三月に至る期間本部に於ける取扱數を示せば第一表の如くである。

二、地區内産業従業員集團檢診成績

各種産業従業員の健康保持の爲には、就職時に精密なる健康診査を行ひて身體的にも、精神的にも、其の作業に適

せる者を選択する事が先づ必要である。近來各種産業とも労働力の補給に困難を感じ所謂低格者或は健康上多少の缺點を有する者をも採用しなければならぬ現状である。従つて其の作業環境の整備、労働条件の合理化、作業場を離れた寄宿舎、或は自宅に於ける生活指導と共に、定期的健康診査に基づく合理的なる健康管理の極めて必要である事は云ふを俟たない。精密なる定期的健康診査は、採用後の發病を防止し、或は早期に疾病を發見して、適切なる處理を施すことにより、當該者の豫後を良好ならしむるのみならず、病氣の種類に依つては、周囲への感染防止の唯一の手段である。昭和十六年度の集團檢診成績中結核、微毒、トラコーマの罹患状態を示せば第二表の如くである。

結核に關しては次節に述べる如く稍々増加の傾向を示す。微毒に就いては昭和十五年度一、三一六人中五三名（四〇％）に比較して殆ど差を認めず、トラコーマに就いても昭和十五年度の八〇名（六・一％）に比較して大差ない。

三、地區内中小工場結核罹患状態

京橋區内に於ける工場は、大部分金屬機械器具製造工場及び印刷製本工場等を含む雜工場に屬するものであつて、化學工場は化粧品工場、瑛瑯工場、その他極く僅かである。従つて地區内工場従業員の疾病中産業衛生上最も重要なものは結核性疾患である。本部に於ては豫防部と協働して、昭和十三年度より引續き各工場の定期檢診を行ひ結核性疾患の豫防撲滅を計つて居る。

(一) 「ツ」反應より見たる結核感染状態

各工場に置ける「ツ」反應陽性率は、其の工場従業の年齢、出生地或ひは工場内に於ける開放性結核患者の有無、健康管理の適否等種々なる要因により左右せられるものであるが、昭和十六年度に集團檢診を行ひたる地區内各工場の

「ツ」反應陽性率は第二表記載の如く、従業員數の少い輸送機及び造船工場の五七・一％を除いては、比較的若き従業員の多き自動車部分品工場及び若き女子従業員が多き裁縫工場、化粧品工場の七〇％前後を示し、又比較的高年者の多い製氷冷凍工場の九一・六％を示す他は、大體各工場にも八一乃至八七％で、全體として見れば男子八五・二％、女子七〇・五％にて、昭和十三年乃至十五年の三年間の平均男子八五・五％、女子七〇・九％と殆ど同じである。年齢別に見ても略同様に、一五—一六才で五〇％前後、一七才—一八才にて七〇％前後、二五才—二九才にて九〇％前後、三五才—三九才にて九五％餘である。

(二) 結核罹患状態

本部に於て管理しつゝある工場従業員の結核罹患者は、一般家庭の罹患者と異り、一家の經濟生活の中心になつて居る場合が多く、休業中健康保険により収入の六割の傷病手當金の給付があるにしても、休業する事に依り直ちに家族の經濟的困難の起る場合多く、實際問題として休業の困難なる事が多い。一方集團檢診によりて發見せられた場合には、殆ど何等の自覺症状も訴へず健康者として日常の作業に従事して居る者が大部分である。従つて本部に於ては發見せられたる結核罹患者を、そのX線所見自覺症状、赤血球沈降速度、喀痰中の結核菌の有無その他の臨牀的所見等に依り要休養（休養を至當とする者）、要監察（醫師の監察の下に適當の間を置いて健康診斷を受けつゝ執務を續け得る者）及び要注意（健康上注意を拂ひつゝ業務を續け得る者）の三種に分け、要療養者に對してはその病状により市立療養所、その他公私療養施設へ入所せしめ、或ひは本館豫防部に依頼して人工氣胸療法を施行して居るが、要監察或ひは要注意の程度の者に對しては、結核罹患者即要休養者の考へを止め、その作業の種類によりては引續き勤務を繼續せしめ、休業による生活問題の困難より生ずる不安、焦慮を除き、長期に亘る日常生活に即した合理的なる療

養指導を行つて居る。昭和十六年度の集團検診によつて発見せられた結核罹患患者病状により前述の三階級に分け、工場種類別に示せば第二表の如くである。従業員の少き工場は同種類の敷工場を合計して示した。大體の傾向として、従業員数の少い工場に結核罹患者が多い様である。全體としては男子二、四一七人中要休養一、六％要監察三、二％要注意二、一、合計六、九％であつて、女子には少く一、七％、三、八％、一、七％、合計七、二％、男女合計では一、六％、三、三％、二、一％ 合計七、〇％で、昭和十五年度の男子 六、二％ 女子九、〇％ 男女合計六、四三％に比較して女子に於ては稍少きも、男子に於ては稍増加を示した。昭和十六年度に於ては新に集團検診を行つた工場中、五〇人以下の従業員を有する小工場が、前年度に比較して稍多かつたのに依るものと思はれる。

四、地區内工場體育指導

精密なる健康診断により、異常なしと見られる産業従業員殊に青少年勞務者に對しては、一層積極的なる體力増進の爲の錬成が行はねばならない。その爲には先づ對象となる地區内産業勞務者の體格が如何なる現状にあるものなりやを明かにする事が必要である。本部に於ては、各工場の集團検診に際して身長、體重、胸圍、坐高、上膊圍等の形態的並びに握力、背筋力、肺活量等の機能的計測を行つて居るが、昭和十五年及び昭和十六年度には、一、〇八五名、一、四二九名について測定して得た平均値を示せば第三表の如くである。尙全國の産業勞務者について、先年厚生省より發表せられた測定値の中、本部に於て測定せる勞務者の年齢中位三〇・二歳に相當する三十歳の平均値を比較の爲に掲げた、これに依つて見るに、京橋區内勞務者は輕工業勞務者に對しても身長稍高いにも關らず、體重は却つて稍少く、胸圍に於ては明かに劣り、細長型の體格を示すを見る。機能測定値に關しては、身長と相關の比較的大

なる背筋力については大差なきも、握力、肺活量に於ては明かに劣つてゐる。斯くの如き工場従業員の體力増進の手段として工場に於ける體操は、指導者に適當なる者を得て、長期間に渡つて繼續して實行する場合には見るべき効果のあるものである。本館に於ても別項の如く、本年度は専門の體育指導員の囑託せられたために、地區内各工場に一層積極的に働きかけ、工場に於ける體操の指導に當るべく準備中である。

第一表 産業衛生及び職業病相談取扱數

種別 性別	月別		新來 計 女 男	再來 計 女 男	合計 計 女 男
	昭和十六年	昭和十七年			
種別 性別	四月	五月	計 女 男	計 女 男	計 女 男
	五月	六月	計 女 男	計 女 男	計 女 男
	六月	七月	計 女 男	計 女 男	計 女 男
	七月	八月	計 女 男	計 女 男	計 女 男
	八月	九月	計 女 男	計 女 男	計 女 男
	九月	十月	計 女 男	計 女 男	計 女 男
	十月	十一月	計 女 男	計 女 男	計 女 男
	十一月	十二月	計 女 男	計 女 男	計 女 男
	十二月	昭和十七年	計 女 男	計 女 男	計 女 男
	昭和十七年	一月	計 女 男	計 女 男	計 女 男
	一月	二月	計 女 男	計 女 男	計 女 男
	二月	三月	計 女 男	計 女 男	計 女 男
三月	合計	計 女 男	計 女 男	計 女 男	

第二表 京橋區内産業従業員集團検診成績

工場種別	検査人員數	結核罹患者數内は検査人員に對する百分				検査人員	陽性率	微毒	トラコーマ
		要休養	要監察	要注意	合計				
自動車航空機部分 品工場(三工場)	六四	(四、七三)	(一、六一)	(六、三四)	(三、五八)	六四	六八、八	—	(三、〇三)
印刷製本工場 (十工場合計)	二四四	(二、〇五)	(八、七九)	(三、〇五)	(二、二九)	二三八	八一、一	(六、一五)	(二、〇七)
電氣器具工場	六四	(三、二)	(六、三四)	(一、六一)	(二、〇七)	六四	八一、三	(三、二)	(一、〇一)
木材建築工場 (二工場合計)	七三	(三、七二)	(二、七)	(一、四三)	(九、六七)	七〇	七八、六	(四、一三)	(一、四一)
珪瑯工場	六三	(一、六一)	(六、四四)	(一、六一)	(九、五六)	六三	八七、三	(一、六一)	(三、二)
鑄物工場	六二	(一、六一)	(三、二)	(三、二)	(八、一五)	六二	八三、九	(四、一三)	(八、一五)
測量機械工場 販賣部	七三	(一、四一)	(四、一三)	(一、四一)	(六、九)	七三	八七、七	(四、一三)	(一、四一)
製氷冷凍工場	四七九	(一、五七)	(一、七八)	(二、七三)	(五、二八)	四七六	九一、六	(五、二五)	(三、一五)
機械工場	三六五	(〇、三)	(二、七〇)	(〇、三)	(四、四六)	三六五	八一、一	(三、一四)	(七、三七)
化粧品工場	五九	(一、〇三)	(一、七一)	(一、七一)	(三、四二)	五九	七二、九	—	(五、一三)

裁縫工場 (二工場合計) 輸送機造船工場 (二工場合計)	検査人員數	結核罹患者數内は検査人員に對する百分				検査人員	陽性率	微毒	トラコーマ
		要休養	要監察	要注意	合計				
裁縫工場 (二工場合計)	七七	(三、六一)	—	—	(三、六一)	七五	七二、〇	—	(三、六一)
輸送機造船工場 (二工場合計)	二九	—	—	—	—	二八	五七、一	(三、一七)	(六、二)
合計	一六五二	(二、二七)	(三、五四)	(三、一四)	(七、〇五)	一六三七	八三、一	(四、七三)	(五、九八)
男	一四一七	(二、三三)	(三、四五)	(三、三〇)	(六、九八)	一四〇三	八五、二	(五、七一)	(六、八六)
女	二三五	(一、七四)	(三、〇九)	(一、七四)	(七、一七)	二三四	七〇、五	(〇、七二)	(五、一二)

五、國民體力法に依る精密検査成績

本部に於ては本年度施行せられた國民體力法に基く、地區内十五才より十九才に至る青年の健康診査により、精密検査を必要と認めし者二六一名に就て精密検査を行ひ、第四表の如き結果を得た、結核性疾患及び花柳病に對しては夫々豫防部と連絡の下に適當なる指示を與へた。

六、環境衛生相談

本部に於ては又區内警察署及び本館防疫部と協力し、地區内の飲食店、食堂、食品工場等を巡視し、食品及び廢品の取扱、食器具類の消毒、清潔、整頓等に關する指導を行つて居る。清掃衛生殊に汚物處理に關しては本市清掃部區役所及び警察署等が主となつて實際の事務に當つて居るが、本部に於ても毎月一回開れる京橋區衛生事務研究者其他

種々なる機會に各關係方面と共に研究協議して、清掃事業の合理的處理に盡力して居る。

第三表 産業従業員體力検査成績

京橋區産業従業員平均値	年度別		検査人員 (年齢)	身長 (厘米)	體重 (公斤)	胸圍 (厘米)	握力 (左和右) (公斤)	背筋力 (公斤)	肺活量 (リットル)
	昭和十五年	昭和十六年							
京橋區産業従業員平均値	昭和十五年	昭和十六年	一〇五名 (中位三〇二)	一五八、八 ±〇、一七	五三、五 ±〇、〇一	八三、六 ±〇、二六	八八、三 ±〇、四三	一四、二 ±〇、六二	三三九 ±一七、六
全國工場従業員平均値 (厚生省引地氏ニヨル)	輕工業 (三十歳)	重工業 (三十歳)	一四九名 (中位三〇二)	一五八、四 ±〇、二六	五三、六 ±〇、一五	八三、八 ±〇、二四	九八、八 ±〇、三六	一四、〇 ±〇、七四	三五三 ±一四、九

第四表 國民體力法精密検査成績

病類別	年齢別						計
	十五歳	十六歳	十七歳	十八歳	十九歳	計	
結核性疾患	一〇	一七	一一	一五	一九	七二	
花柳病	五	一一	六	一二	七	四一	
其他の疾病	一八	二二	二二	四〇	四五	一四七	
異常なしと診断せる者	三三	五〇	四〇	六七	七一	二六一	

保健指導部事業成績

保健指導部員の活動は館の外内に渡り、次の如く事業を分類することが出来る。

- (一) 訪問指導
 - 保健指導、家庭療養補導、家庭看護指導
- (二) 健康相談介補
 - 本館各部相談介補
- (三) 記録及報告書作成
 - 家庭訪問記録及び報告書作成
 - 實習生の養成訓練
- (四) 保健婦養成所生徒、保健婦再教育其他
- (五) 健康教育
- (六) 關係機關との連絡
- (七) 調査及び研究

本部の事業を訪問指導、健康相談介補、勤務時間状況、事例研究の順に報告すれば次の如くである。

一、訪問指導

全地區を通學區域によつて四つの保健區に分けてゐる。保健指導部員は之等四保健區の各々に一定數配屬せられ、

その区域内の保健指導を分擔してゐる。

訪問する家庭は妊産婦及び乳幼児の指導を要する家庭最も多く、全訪問の約半數を占めてゐる。次は結核患者の家庭であるが、何れも關係方面との密接なる連絡に依つてその所在を知り、殊に隣組との連絡により訪問を必要とする家庭の洩れないやうに努めてゐる。

本年度に於ける訪問事例數は一〇、七二二に達し、勤務時間より見れば全勤務時間數の二〇・三%が之に費されてゐる。

第一表 家庭訪問事例數

種別	月別												
	昭和四年四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	昭和七年一月	二月	三月	計
小兒衛生部	三三三	六六三	一〇八	五五九	六九	四九三	六六九	四三三	五〇三	四四	四七	六三	六、五〇三
學校衛生部	二二	元	四	五	一	五	四	一九	元	一五	七	六	三九三
豫防部	三三	三三	三九〇	二九三	三三	三三	三三	三三	三三	一九〇	五	三六	三、〇七一
社會衛生部	二	五	三	一〇	八	五	三	三	二	七	一	三	一三九
防疫部	二〇	三〇	一四	五	一七	三	三	三	四	六	二	六	二四
連絡訪問	一〇	一三	四〇	四	一七	七	一〇	二	三	三	四	四	三六
家庭數	四〇〇	一、〇三四	七五	六六	一、〇〇七	八九	二九	五八	七九	五九	四九三	七七	八、九七
總人數	五〇八	一、二八三	九〇五	九三	一、三三	九五	一、三九八	五〇	七三	六五	五三	八五	一〇、七二七

二、健康相談介補

健康相談介補は、館内各種健康相談と、出張健康相談、館外に於ての豫防接種、出張及び學校看護等に於ける介補との二つに分たれるが、主なる業務は専門醫師を助けて問診、診察、記録、測定、諸検査等の介補をなし、指示事項の徹底を期するのである。

本年度に於ける介補件數を示せば左記の如く延九萬八千餘件に達してゐる。

第二表 相設種別介補數

成人健康相談	一四、三九六
精神衛生相談	一一四
眼科相談	八、五八九
性病相談	八四七
小兒及母性健康相談	八、八九一
學童健康相談	一七、九七九
産業衛生相談	三、六七七
防疫部相談	五三、九九九
計	九八、四九二

三、勤務状況

保健指導部員の執務時間を分類すれば、健康相談介補に全勤務時間の五六%餘を費して居り、次は家庭訪問の二〇%である。

第三表 保健指導部員勤務状況

家庭訪問	五、七四四
健康相談介補	一五、九一七
記録作製	五三六
關係機關の連絡	二、三四二
實習生指導	四二九
會議	六五六
事例研究	二四二
見學	一、〇四五
受付	八九
其他	一、二六三

四、事例研究

保健指導婦はその取扱つた事例、又は保健婦事業の諸問題につき研究會を開催してゐる(毎月一回、第四水曜日)この會の目的は、保健婦として心得べき事項を實例により自習研鑽し、家庭訪問指導上の諸問題の解決の方法の考究等であつて、全職員出席して開かれる。

昭和十六年四月より一年間に取上げられた研究題目の主なもの次は次の通りである。

保健指導部事例研究

研究題目

- 小兒事例に就て
- 商店員の休日利用法に就て
- 訪問指導の範圍及時間の割當に關する一考察
- 京橋區内の小兒と小兒相談に就て
- 受持區域内の結核事例に就て
- 一事例を顧みて
- 貫ひ子の一例
- 昭和十年より同十六年までの訪問數及び仕事別勤務時間報告

報告者

- 川崎ヒサオ
- 葛西いも
- 並木都世子
- 金子光
- 鈴木稻子
- 名城テル
- 岩淵ケン
- 平井雅惠

結核事例に就て

保健指導部に於ける實習生の臨地訓練法

百日咳の豫防に關する隣組との連絡

結核事例を扱ふ保健婦の連絡

小兒衛生部に於ける實際の一例

學校衛生に關する保健婦の活動狀況

特別衛生地區内の模範地區事業に就て

八四

奈須かな子

平井雅惠

岩淵ケン

奈須かな子

清水菊枝

林タネ

並木都世子

臨地訓練事業成績

保健衛生技術官及び保健婦の臨地訓練は、本館に於ける地區保健事業と並んで重要な任務である。

厚生科學研究所醫學部學生に對しては昭和十四年以降、同看護學科生徒に對しては昭和十五年以降毎年臨地訓練を実施してゐるが、既に夫れ以前より定期的に日本赤十字社社會看護婦養成所生徒及び聖路加女子専門學校生徒の實習を行ひつゝあつた。其他長期短期に亘る多數の衛生技術官及保健婦に見學及び實習の便宜を與へつゝあつた。その記録は既刊年報に見る處である。

茲に特に一章を設けて總括記録する。

一、厚生科學研究所醫學部學生臨地訓練

實地經驗の有無の差はあるが、大學及専門學校に於て醫學の課程を修めたる醫師に對し、一年間の再教育を施す厚生科學研究所醫學部に於ては、一年の中、三ヶ月を臨地訓練に宛てゐる。此の課程は昭和十四年度より開始され、本館に於ての臨地訓練は夏期約八週間、冬期約四週間を割當てられてゐる。但し十六年度は學制變更に際會し、講習期間短く従つて講習期間も短縮された。

昭和十四年度實習實人員は十三名、十五年度十六名、昭和十六年度十三名であつた。之が臨地訓練要項並に時間割當は次の如くである。

厚生科學研究所醫學部學生臨時訓練要項

厚生科學研究所醫學部學生臨地訓練の實施期間は八週間にて各週二三時間總計二六四時間である。更に之を分ければ一日の實習時間は午前午後各三時間であつて之を各々一單位とする。而して土曜日は午前中のみ水曜日午後は研究會抄讀會見學等に宛てる爲一週間の實習は一〇單位となる、故に八週間にては八〇單位にして其の割宛と實習内容を示せば次の様である。

一、小兒衛生

二八單位

(1) 母性衛生

母性相談實習(測定、診斷、指示方法、榮養指導等)

(2) 乳幼兒衛生

乳幼兒健康相談實習(測定、診察、指示方法、先天梅毒兒、乳幼兒結核、患兒に就ての特別

健康相談實習)

二、結核豫防

二八單位

結核相談實習、ツベルクリン反應實施方法、その判定、

赤血球沈降反應

結核診断、豫防、療養指示、X線検査、X線透視、撮影及びX線寫眞讀影法

三、學校衛生

四單位

學童健康相談實習、學童結核對策、學童集團檢診の處理法、指導方法、運動機能の測定方法
學校養護婦事業、健康教育實施法

四、トラコーマ豫防

二單位

トラコーマ診断及治療、指示方法の實際、集團檢診眼科検査方法、トラコーマ集團檢診實施方法、近視の診断と其の指導方法

五、性病豫防

二單位

性病相談事業の實際、診斷方法、指示方法

六、精神衛生相談

二單位

精神發育異常兒の診断及指導、精神衛生相談事業の實際

七、産業衛生

四單位 他に見學

工場勞務者集團檢診の實施法、工場結核對策、體力計測方法
環境衛生見學

八、防疫

二單位

區内飲食店衛生取締實況見學、區内工場衛生見學、區内清掃事業見學

豫防接種實習、種痘及びチフテリア、猩紅熱、腸チブス、赤痢、百日咳、麻疹、結核豫防接種、シツク反應、デイツク反應、傳染系統調査、消毒隔離實施狀況見學、警察並に區役所管の防疫事務見學

九、訪問保健指導

二單位

保健婦訪問指導事業の實際

保健婦訪問の實習（特に結核及乳幼児事例出生訪問、妊婦訪問）

一〇、榮養指導

四單位

相談者に對する調理の實地指導見學、調乳、離乳期食餌、幼兒食等の調理見學

一一、庶務部事務見學

二單位

人口統計及衛生統計實務見學、庶務部組織見學、保健館豫算説明聴取、保健館と他機關との連絡協働事務見學、事業報告書作成方法

一二、厚生科學研究所看護學科生徒臨地訓練

厚生科學研究所に於ては昭和十五年度より六ヶ月の課程を以て看護婦に對し保健婦たるべき再教育を施しつゝあつたが、昭和十六年七月、保健婦令の制定後第二種保健婦養成所となつてゐる。之を普通科と名付け、聽て専攻科其他

も設置されんとする情勢である。

普通科の實習期間は約三ヶ月、其の内、本館に於ける實習には約八週間を割宛てゝある。

昭和十五年度は第一回募集にて早急の計劃なりし爲、養成期間は四ヶ月、従て實習期間も短縮された。同年度實習生人数は二十二名、十六年度一七名である。

本館に於ける臨地訓練要項は次の如くである。

厚生科學研究所看護學科生徒臨地訓練要項

實習期間

八週間 三一二時間

(一日七時間とし、土曜日は半休、日曜休み 午前四時間 午後三時間とす)

一、講義

訓練地區 東京市特別衛生地區全域に於て行ひ機關としては本館及分館を使用す

一、訪問指導實習

臨時訓練實施に關する解説を各部々長及主任之を擔當してなす

一、訪問指導實習

一一〇時間

(1) 見學訪問

五回

經驗ある保健婦に從つて訪問の實際を見學せしめる

(2) 單獨訪問

三〇回

一定の小區域に就て各種事例の訪問を單獨にて行はしめる

一、各部相談介補實習

單獨訪問中尙保健婦主任が同行して訪問方法の指導を行ふ

(1) 一般健康相談

一〇八時間

五回 (二〇時間)

臨床検査見學、ツベルクリン反應検査手技見學、赤血球沈降速度測定實習、記録方法實習

保健指導、相談者に對しての一般保健指導、療養指導其他社會施設の指示紹介方法に就て見學實習せしむ

氣胸介補

二回 (六時間)

氣胸方法を見學す、氣胸を受けたる患者に對する指導實習

(2) 精神衛生相談

二回 (六時間)

記録作成實習、臨床検査見學、相談者の處置に就き指示紹介方法等を實地習得せしむ

(3) 性病豫防相談

一回 (三時間)

臨床検査方法見學、個人性病、豫防教育法、施設紹介、治療の指導方法等を實地習得せしむ

(4) 眼科相談

三回 (九時間)

眼検査法見學實習、洗眼實習、トラホームに關する指導等を事例に就て實習並に習得せしむ

(5) 小兒健康相談

五回 (三十時間)

乳幼兒身體測定方法實習、記録作成、指示方法實習

育兒指導(待合時間を利用して説明實物示説紙芝居指導等を行ふ)

疾病豫防指導（特に季節の疾病に就て行ふ）

栄養方法指導（牛乳及乳製品の取扱指導、離乳食及幼児食栄養方法指導）

(6) 特別小兒健康相談 一回（三時間）

一般小兒健康相談者中特別の検査を必要とするもの結核患兒先天梅毒患兒等の取扱ひについで
の實地指導を習得せしむ

(7) 母性健康相談 二回（六時間）

妊婦診察實習（血壓測定尿検査をも實習せしむ）

妊娠中の衛生分娩の準備産褥中の挿生等に就ての指導方法を習得せしむ

(8) 學童健康相談 五回（十五時間）

學童身體測定機能検査臨床諸検査を見學實習せしむ

相談の結果指示に就て習得せしむ

學校生活と家庭生活との關聯に就ての指導を事例に就て習得せしむ

虚弱兒童の指導を實例に就て習得せしむ

(9) 防疫相談 三回（十時間）

各種豫防接種の手法介補實習、各種傳染病豫防上の指導方法療養補導等の實習

(10) 産業衛生相談及職業病相談 三回（十時間）

産業勞務者體力検査實習、職業病豫防方法に就ての指導方法實習、

(11) 栄養相談實習 五回（二〇時間）
工場従業員罹患者の健康管理に就て指導方法實習、工場生活に於ける保健指導方法の實習

各種相談より紹介せられたる事例に對する栄養指導方法見學及實習、各種調理法の實習
各種栄養講習會見學

一、事例研究及見學

(1) 事例研究（定期研究会懇談會讀書會に依り事例の研究質疑應答等を行ふ）

(2) 見學（地區内諸施設—方面館、産院、乳兒院、整形外科、病院水上國民學校、區役所等）
尙本館と區内各種關係機關との連絡協働等の會議を傍聴せしむ。

尙保健婦臨地訓練として、八週間の實習期間を有する他の對象に對しても略々同様の課程を以て訓練を施してゐる。併し、種々なる關係上、之より短き期間の實習生に對しては、事情に應じ適宜選擇の上、實習を課してゐる次第である。

三、其他全国各地諸機關に屬する保健婦臨地訓練

本年度に於ける厚生科學研究所關係以外の保健婦實習生の所屬機關、人數及び實習期間は次表の如くである。

保健指導部取扱實習生數

興健女子専門學校生徒

人員 一四

期間 五ヶ月

臺北保健館保健婦	七	二	ケ	月
愛知縣廳保健婦	一	一	ケ	月
福島縣社會課保健婦	七	一	ケ	月
結核豫防會結核指導看護婦生徒	二	一	ケ	月
島根縣社會課保健婦	五	十	日	
朝鮮保健婦	一	七	日	
中央社會事業協會社會事業研究生	一	七	日	
同 保健婦	五	七	日	
大阪府保健婦	一	七	日	
東京小兒保健所保健婦	一	三	日	
金澤市保健婦	一	二	日	
結核豫防會講習生	四	一	日	
島根縣保健科教諭	六	一	日	
結核豫防會講習生	二	一	日	
濟生會養成所生徒	二	一	日	
厚生省保險院講習生	三	一	日	
大阪府反生學院生徒	三	一	日	
大阪市保健婦	〇	半	日	
名古屋市保健婦	一	半	日	
青森縣保健婦	一	半	日	
計	三六	二	半	日

體育指導事業成績

體育指導に關する活動は昭和十五年九月囑託吉村繁二の任命によつて創められたが、本年報に於て初めて綜括的に報告を試みる次第である。

區内の體育指導活動を概観するに東京市に於ては市民局體力課に依り、京橋區に於ては厚生課に依り、更に國民學校に於ては學校體育指導あり、又大日本産業報國會は警視廳工場課を通して各種産業職場に働きかけ、大日本青少年團は青少年を對象とし、又、町會其他有志團體に於て體操實行會を組織しつゝある實情にあるが、之等に包含せられざる範疇例へば商店員、事務員及び一般區民に對しては、何等の對象も講じられてゐない。

扱て、本館に於ては消極的方面のみの保健衛生問題に終始することなく、更に健康の増強を圖る積極的方面に活動せんが爲、體育指導員を設置したのである。此の活動は三橋體育研究所員たる吉村囑託の方針に従ひ、手段として體操をその核心としたのである。

- 而して活動の目標を左の如く定めた。
- 一、集團職場に於て如何に體操を實行せしむるか。
 - 二、家庭人（個人的職業者をも含めて）をして如何に體操せしむるか。
 - 三、比較的閑散なる青少年をして如何に體操を實踐せしむるか。
- 茲に於て、實際活動の第一步を保健館員の體育指導から創めると共に、館外に呼びかけ、集團指導と共に調査を行つた。

館員の指導には、時により若干の変更はあつたが、吉村囑託に依る火、木、土曜日本館相談事業開始前約三十分
 互る體操の實地指導、時に體操の概念及び理論に關する講義、晝食後の館員相互指導に依る體操實施等であつた。

集團指導には各集團に於ける體操實行の中心者より成る指導者研究會の組織、その手段として區内集團體操實施團
 體を調査し、正しき體操を紹介し、以て現行の體操を助成すべく、先づ調査が行はれた。

その結果に就ては本項に於ては詳論を略すも、従業員數、性別、體格、作業狀況、指導者の特徴、體操の實況、そ
 の批判等を記録したのである。

調査を行つた工場、商店は、銀座松屋百貨店、銀座十字屋樂器店、市川製作所、日本水産株式會社東京營業所、合
 名會社清洲商店等である。

之等商店、工場に於ては體操責任者、指導者の熱心に依つて初めて實行が續けられて居る實情である。體操の内容
 は従て既成的のものであり、作業狀況體力的條件に即せる適切なる體操指導に到つては甚だ乏しい次第であつた。

榮養指導事業成績

本事業に於ては一般に榮養の知識を普及し理論を實際化し、適正なる榮養によつて、地區民の健康増進、體力強化
 に資するため、各種の事業を行ふ。

榮養指導事業成績

種別	月別												計
	昭和六年四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	昭和七年一月	二月	三月		
實示調理	六	二九	一九	九〇	九	七	六〇	七	一五	四	四八	五〇	九七一
相談指導	二〇	三三	二六	一九	三〇	一七	一四	一四	七	二四	七三	一、八八六	
一保健康婦	二六	一五	一五	一〇	二六	一四	一〇	九	五	一四	七三	一、一九三	
内譯榮養士	五	四	四	二	三	二	三	二	一	三	二	二九七	
講習會	四	四	四	三	六	二	二	一	一	三	二	三四七	
同人數	一五	六	三三	一八	三〇	九	一〇	四	二	一	一四	三、二七	
乳幼児榮養訪問數	一	一	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一三	
妊婦榮養指導數	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一四	

備考 厚生省乳幼児體力検査場に於ける榮養指導回数及人數は七月及十一月の講習會の項に含む

乳幼児については、個々に就きその健康状態、經濟事情、其他生活全般の状況を考慮し、尙、其の時の食糧事情によつて、何を、如何に調理して、どれだけ量攝取すべきかについて、實際に調理し味はせ、即時實行の出来る様に指導して居る。妊婦に對しては十月以降その健康相談に際して榮養上の指示をして居る。學童成人等に就ては、母の會家庭衛生婦人會、結核豫防婦人委員會、隣組等に對して榮養講義を行った。

近來保健婦、榮養士の増加につれて、榮養指導實習の依頼が多くなつた。全国各地に於て、指導の任に就くこれ等の人々の重要性に鑑み、その指導については充分の力を注いだ。

榮養の實地指導に就ては全般に亘り、戦時下食糧國策に添ふ様、手に入り易い材料により榮養確保につとめた。

衛生試験事業成績

衛生試験室に於ては館内各部の健康相談に必要な醫學的試験、化學的試験、細菌學的検査及び動物實驗等を行ふ外、地區内開業醫師からの依頼にも應じて、各種検査試験物を取扱ひ、其の便益を計つてゐる。

又物資不足の時局下に應じたる検査方法の選擇や各種試験上の研究をなし、保健婦の實習指導にも當つてゐる。昭和十六年度に於ける取扱件数は別表の如くで、前年度迄の計数は検査目的件数なりしを今年度より材料別人數に更めることにした。

各種衛生試験取扱件數

種類	月別												計
	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	
檢尿	五	六	六	七	七	六	五	七	七	七	六	六	九
檢便	三〇	三三	四〇	三三	三九	三六	三〇	三三	三三	三〇	二四	二六	四八
檢痰	三	四	六	五	六	六	六	七	三	三	二	六	五四
血液検査	一九	二〇	三三	二六	三七	三六	二二	三六	三六	三〇	三三	四四	一、四九二
微毒反應	四〇	六八	一、三四	六〇	五七	五〇	七六	三六	一七	一八	一六	三六	六、一九七
培養試驗	二	三	三	二	二	六	四	三	二	三	五	四	六、九元
其他	二	一四	七	三	二	三	三	三	二	三	五	四	三、四八
計	五〇	一、〇七八	一、八七三	一、〇四〇	一、二三六	七六〇	一、一〇六	六七七	七〇〇	三九八	二九六	六〇八	九、八八四

Ⅹ 線 事 業 成 績

本年度Ⅹ線透視及び撮影取扱件数は次表に示す通りである。

計	豫防部		學校衛生部		社會衛生部		小兒衛生部	
	計	透視	計	透視	計	透視	計	透視
四十六	四	四	九	七	一七	一七	一	一
五月	六〇	四〇	一〇〇	七	三六	一四	二	三
六月	七五	九	一〇〇	八五	三三	三	三	三
七月	七六	八五	八八	五〇	四〇	四三	三	三
八月	五九	九	一六	一五	四八	六	七	七
九月	一、七〇	七	五六	四	四〇	六	〇	〇
十月	五五	七	一、五八	一、二四	五	七	一	一
十一月	三三	四	六〇	五	三	七	四	四
十二月	二八	五	三	三	四	五	三	三
昭和十七年	二九	六	一四	九	七	三	五	五
二月	三九	七	四	三〇	三	六	二	二
三月	五九	二	七	一八	四	四	三	三
計	七、三三	九〇〇	六、一九	四、七四	二、九五	一、〇八	二九	一〇

計	其他		計	透視
	計	透視		
七三	一	一	七〇	一
一、三五	一	一	一、四〇	一
二、一九	一〇	一〇	一、八三	一
二、二六	一	一	一、五八	一
一、三八	一	一	一、三三	一
二、八六	一	一	二、五二	一
三、〇七	五	五	二、七四	一
一、五八	六	六	一、二九	一
七三	一	一	六〇	一
五九	一	一	四九	一
七六	一	一	六〇	一
一、三五	一	一	八六	一
一八、五三	一	一	一四、九三	一

月島模範保健地區事業成績

京橋區に於て保健館事業を開始してより數年を経過し、本事業は年を追ふて充實して來たのであるが、區内現住十五萬の人口に對する地區保健指導事業は約二十名の保健婦を以てしては満足に遂行出來ぬ次第である。

茲に於て京橋區新佃東町、同西町及之に隣接の月島一部を選び、之を月島模範保健地區と名付け、保健婦の擔當家庭數を適當ならしめ、保健指導事業の基礎たるべき集團檢診及諸種の基礎調査を行ひつゝ、周到なる保健指導事業に着手したのは昭和十四年十月であつた。その事業に就て部分的に既刊年報に報告したのであるが、茲に綜括して記載する次第である。

本地區は京橋區新佃東町同西町、及び月島の一部よりなり、之を次の如く四區域に分つてゐる。

第一區域 月島一丁目

同 二丁目六番地

第二區域 新佃西町一丁目

第三區域 新佃西町二丁目

第四區域 新佃東町一丁目、二丁目

世帯數約二千、人口一萬一千餘を包含し、四區域に夫々一名の地區擔當保健婦を配屬し事業の中心を月島分館に置く。

月島模範保健地區住民の年齢構成を示せば次表の如くである。

年 齡	男	女	計
〇—四	七一四	六七二	一、三八六
五—九	五六四	六七八	一、二二四
一〇—一四	五八二	五一八	一、一〇〇
一五—一九	七八二	五〇一	一、二八三
二〇—二四	五三二	四七九	一、〇一一
二五—二九	五三七	五六四	一、〇一六
三〇—三四	五三四	四八二	一、〇一六
三五—三九	五一〇	三八一	八九一
四〇—四四	四一〇	二七五	六八五
四五—四九	二五六	一六四	四二〇
五〇—五四	二三〇	一六五	三九五
五五—五九	一四七	一三三	二八〇
六〇以上	二二七	二六八	四九〇
不明	七〇	五四	一二四
計	六、〇七二	五、二四四	一一、三一六

模範保健地區開設以來の主なる事業を摘記すれば次の如くである。

○自昭和十四年十月至十五年四月

地域内家族登録、訪問票作成

○自昭和十五年四月至同年七月

保健婦に依る擔當地區戸別訪問、擔當地區家庭記入地圖作成

○自昭和十五年七月至同年十二月

地區民第一回集團檢診

第一區域内居住全住民に就き左の目的を以て集團檢診及調査を施行した。

- 一、結核事例發見 (豫防部、小兒衛生部)
- 二、精神病事例發見 (帝大精神科と協力)
- 三、肢體不自由者事例發見 (市立整形外科病院と協力)
- 四、既婚婦妊孕状態調査 (小兒衛生部母性衛生)

結核事例發見の爲の、集團檢診の結果に就て略記すれば被檢人員三、二六〇名、内小兒七三九、學童五七二、成人一、九三八、不詳一一にて、ツベルクリン皮内反應平均陽性率五一・二%、罹患發見率は活動性結核二・一九%其他疑活動性患者及び要注意者を併せて四・九八%である。詳細は結核病學會に報告された。檢診に依つて發見されたる結核事例の環境調査を行ひ、爾後出來得る限りの保健指導を行ひつゝある次第である。

○昭和十六年五月

妊婦登録別實施せらる。

○自昭和十六年六月至同年九月

生活指導による赤痢豫防實驗(第四區域即新佃東町) 赤痢豫防の爲の訪問が徹底的に行はれた。詳細は學術振興會に報告される。

○昭和十六年七月

保健婦と町會、隣組との連絡一段と強化せらる。

昭和十五年當時の戸口調査の改訂行はる。約一割の移動變更を見たり。

○自昭和十六年八月至同年九月

地區民第二回集團檢診

第二、第三地區居住全住民に對し次の目的を以て集團檢診施行さる。

- 一、結核事例發見
- 二、結膜疾患發見 (主としてトラコーマ事例)

尙第一地區に於て昨年度檢診當時ツベルクリン皮内反應陰性なりし者に就き再檢診を實施す。

集團檢診の結果に就て略記すれば、受檢者三三七二、内譯 小兒六三五、學童六九三、成人二〇四三、不詳一、「ツ」皮内反應平均陽性率 五七・七九%、罹患者發見率は活動性結核一・九五%、其他疑活動性患者及び要注意者を併せて三・〇五%の成績を示した。詳細に就ては結核學會に報告した。

トラコーマ罹患率は全被檢者に就て七・九%、〇―九才の一・六%より遞増し、五〇―五九才では二三・三%と

なつてゐて、年齢と共に罹患者が増加してゐるのを認め、詳細は醫事公論一五三九號に報告した。

以上の集團検診に依つて保健指導に更に一段と拍車がかげられた。

○昭和十六年九月

嬰保護世帯調査実施さる。(月島方面館と協力)

○自昭和十六年九月至同年十二月

前記赤痢豫防實驗に引續き、保健婦の手に依つて訪問指導が繼續される。

斯くして次年度に行はるべき第四地域の集團検診を豫想し一萬を越ゆる本地区内居住全員の精密なる健康調査を完了し、以て容易に得難き保健指導の基礎的資料を備ふることゝなるであらう。近時、集團検診の行はること甚だ厭々であるが、検診後の對象の充分に行はるゝものは極めて少い。

本地区に於ては検診後の對象に於ても完璧を期し、患者の入所斡旋から要注意者の保健指導に到る迄、不斷の注意を拂ひ、結核豫防事業の使命達成に努めてゐる。

要するに、月嶋模範保健地區に於ける保健指導事業は保健館全部に共通せる處なるも各事業に於ける、水も漏らさぬ強力陣に其の特徴を認め得るであらう。前記の諸検診、調査は指導上有力なる資料を提供し、保健指導に當る人員と時間に於て爾餘の地區より豊富である。

茲に月島分館に於ける事業を重ねて紹介すれば、毎日午前に行はるゝ相談事業は、成人健康相談(火、木、土)乳幼児相談(月、水、金)にして、尙毎月、第一及第三月曜日午後には妊婦相談を行ふ。其他は本館の各相談部に於て取扱ふ。氣胸、トラコーマ治療は、本館に於て行ひつゝある。家庭訪問は毎日午後行はれ、一保健婦の擔當戸數約四百

訪問事例は出生登録による出生訪問、妊婦登録による妊婦訪問、各相談部よりの要訪事例の他、各種検所は調査によつて發見せられたる要訪事例である。

月嶋模範保健地區に於ては結核豫防、乳幼児保健、妊婦保護に重點を置き出來得る限り保健指導を徹底実施しつゝある次第である。

保健館職員録

(昭和十六年四月一日現在)

館長(囑託) 小兒衛生部長事務取扱

齋藤 潔

庶務部

部長 市村辰之介
 主事 山田敏正
 書記 古莊仁一郎
 同 大久保富美
 同 草間水一郎
 技手(衛生試験) 馬場シヅ子
 藥劑員 矢尾板徳次郎
 機關手 正木富貴子
 同(榮養指導) 伊藤芳雄
 同(衛生試験) 前田三喜平
 同 磯崎眞助

豫防部

守衛 松本七郎
 同(應召中) 篠田修二
 囑託(體育指導) 吉村繁二
 技師 奥野徹
 技師 滋賀秀俊
 眼科 岡田藤二郎
 囑託(性病豫防) 飯田英作
 同(精神衛生) 秋元波留夫
 小兒衛生部長(事務取扱) 齋藤 潔
 醫員 河崎雪子

學校衛生部

部長 岩田正道
 技師 三原清
 同(母性衛生) 同
 同(小兒衛生) 本間英武
 同(小兒衛生)

防疫部

部長 宮崎肇
 技師(兼) 石川良雄
 醫員 本間富貴子

社會衛生部

部長 内田勇四郎
 技師(兼) 立花次郎

保健指導部

部長 井上信夫
 技師 滋賀秀俊
 保健指導婦 平井雅惠

同 名城テル
 同 岩淵ケン
 同 渡邊モトエ
 同 奈須カナ子
 同 林タネ
 同 清水菊枝
 同 宮岡アキ
 同 氏家シゲ
 同 並木都世子
 同 鈴木稻子
 同 葛西イテ
 同 齋藤百合子
 同 林京子
 同 高橋八重子
 同 串原とみ子
 同 安藤ナツ